

淺野内匠頭刃傷一件 其一 吉良と淺野の確執

高田 友

(一)

夫れ、淺野内匠頭長矩の刃傷は、京師より差遣せられたる敕使の饗應に際して起りしとは世に廣く知らるる所なれども、さは如何なる式事なりしや。

幕府は正月を迎ふる度毎に、主上および降居の帝に、年始の賀詞を上づらむが爲に使者を送る。天朝にては此れが答禮として、彌生に到りて敕使および院使をして江戸に下向せしむ。椿事出來したるは十八世紀第一年元祿十四年(一七〇一)三月。此年正月(元日は二月八日)、上洛して龍顏を仰ぎ奉りし關東の代參は吉良上野介なりき。役分懈怠なく努めて、二月二十九日(新暦四月九日)江戸歸著、三月十四日(新暦四月二十三日)難に遭ふ。

折しも至尊は第百十三代東山天皇。靈元天皇皇子におはします。

刃傷の後、關白近衛基熙の日乘に奇怪なる記載あり。吉良狼藉せられたりとの報に接したまへる主上、「天機いとも朗かなる御様子にて有之候」とあり。

拜察するに吉良、大樹の權柄を笠に著て、一天萬乘の君に對し奉り不敬に亘る處ありしならむ。然則、(將軍)上御一人の吉良に含む所おはしますとも豈異とするに足らむ。

吉良上野介義央の爲人や、毀譽褒貶相半ばす。

旗本たるの封土は三河にありしが、百姓は温情篤き名君として追慕し、如今に到るまで、祀典疎かなることなかりき。

然れども、翻へつて見れば、刃傷の數年前、同じ敕使饗應の砌に、吉良に恥辱を加へられて怨恨を抱きたる大名、之を害せむと企圖したる例あり。氣配察したる家老、主に祕して私に篤く賄賂を贈りたれば、吉良俄かにして豹變し、優渥なる言辭以てこれが大名に接するに至り、ことなきを得たりとぞ記さる。

吉良専ら權柄盡、金品の齎されざるに及びて、震怒尋常ならざるは眞なりしこそ思ほゆれ。

(二)

吉良は「高家旗本」なり。

旗本の中にも、室町以來の名族は「高家」とて幕府より格別のおもんばか慮りありき。「高家」の「高」は「足利尊氏」の舊名「高氏」に由來すとの由。

加之、吉良家は高家旗本を統ぶる「肝煎」なる格別の家柄なりき。この當時、「高家肝煎」なるは大澤、畠山、吉良の三家のみ。

且又、吉良の家系は、有職故實に長じ、由緒正しき儀式に際しては此れを指南するを常と

したりき。元祿十四年敕使接待に當りては「高家肝煎饗應差添役」に任ぜらる。

石高を問ふに、吉良は四千二百石、淺野は五萬三千石。用此觀之、淺野の權勢吉良の

及ぶ所にあらず、何條吉良の無理難題に屈するの緣由あるべけむとぞ訝らる。

然れども、武家の尊卑は石高に據つて決せらるるにあらで、一に官位に隨ふ。

官位を見れば、存外の儀、石高とは天地轉倒して、吉良は從四位上、淺野は從五位下なり。

すなはち、吉良は旗本、淺野は大名なりと雖も、江戸城中に於ける序列は吉良の淺野を凌ぐこと甚だしきものあり。寔に此れが爲に、吉良の淺野を愚弄するを得たりとは知るべし。

但、淺野は鹽田開發に功を奏して相當なる収益ありき。表高にては測るを得ざる富裕なる

大名なりしならむ。分限の身にして贈賄十分ならざれば吉良の之を惡みたるも宜ならむか。

剩へ、賄賂とは言ひ條、有職故實の指南は高家旗本其の謝金を以て石高の足らざるを補ふ所、大名の吝嗇ゆゑに支拂ひを拒むは、その咎、末法令和の濁世ならむとも、如何なる爲體ならむや推して知るべしと言はでやはあるべけむ。

已而、吉良も三河にて鹽田開發に努めてあれど、その鹽の品質、彼我の懸隔甚だしきものあり。吉良は淺野に赤穂の伎倆を教示せむことを乞ひたれど、其の宜ふ所とならで畢んぬ。これに由りて、吉良の遺恨募りたりと言ふ者あり。

然れどもさは虛説なるらむ。江戸の世には、鹽田の成否伎倆にあらで、日照雨量^{など}天の配材に左右せらるる所多かれ巴、教示せられずして恨みを含みたりとは信するに足る所なし。

(三)

當時、赤穂に潜入したる幕府の隱密、淺野内匠頭の執政如何なりやと檢したる記録殘りてあり。執政はとりわけ間然する所なしといへども、大名自ら^{まつりいと}政治に携はるにあらねば、家老大野黒兵衛（經濟官僚）の功に歸すべきにあらずや。

而して、内匠頭の日頃を見るに、「途方もなき女好き」なりとの上申ありとの由。

更に心に留め置かれまほしきは、延寶八年（一六八〇）増上寺の一件なりき。薨去したりし四代將軍家綱の七七日（「しちしちにち」「なななぬか」「なななのか」）の法要にて、參詣口門に詰めたる志摩鳥羽藩主・内藤忠勝、相勤^{あひつめ}永井信濃守に侮られて噴恚^{ほひ}の焰抑へ難く、脇差を抜きて刺殺す。切腹仰せ附けられしは言ふに及ばず。

内藤忠勝の姊に「波知」^{はち}あり。赤穂淺野家に嫁ぎてありしが、一子ありて齡十四、元服して長矩を名乗り、叔父の轍^{てつ}を踏みたるは奇怪なる命運と云はざるべけむや。

而して、忠勝に兄忠次ありしが、蒲柳の質にて廢嫡せられたり。奇矯の振舞ひ目に餘る所

ありと傳へらるれば、内匠頭刃傷の據つて來たる所を推察するに足らむ。

（令和七年七月十五日受附）